

新規 申請用

新入生のうち、中学校3年生時にすでに本奨学金の貸与資格を認定された方は対象外です。

令和7年度

埼玉県高等学校等奨学金 申請のしおり

<埼玉県高等学校等奨学金>

高等学校等に在学する生徒へ、奨学金を無利子でお貸しします。

連帯保証人は不要です。

借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。

<奨学金の貸与を希望する場合は>

申請期限までに提出用封筒に申請書類を入れて直接郵送してください。学校には提出しません。

申請方法の詳細は、このしおりで御確認ください。

<申請期限> 令和7年4月30日（水）まで（必着）

※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

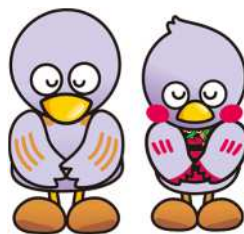
目 次

【重要なお知らせ】	2
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	3
2 対象となる生徒	4
3 所得基準	4
4 奨学金の貸与期間	5
5 奨学金の種類と貸与の額	6
6 奨学金の返還	6
7 申請の方法	8
(1) 申請書類と提出方法	8
(2) 申請期限	8
8 奨学金の貸与方法	9
9 奨学金の返還猶予と返還免除	9
生活保護を受給している世帯の提出書類	10
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類	11
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類	12
申請時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合	13
住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）	13
申請書記入例	15
よくある質問	17
提出書類チェックリスト	19

【重要なお知らせ】

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります（詳細 4 ページ参照）。
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがあります。
- ✓ **借入手続きには、戸籍上の親権者全員の同意と銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認が必要です。戸籍上の親権者全員の同意と銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認ができない場合、貸与を受けることができません。**
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入れはできません。また、その確認に時間を要し、希望日に入金できない場合もありますので御了承ください。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

御理解と御協力をお願いいたします。



1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ

申請書類を提出用封筒に入れて、埼玉県へ郵送します。

申請方法の詳細は、8 ページを参照してください。

埼玉県教育委員会から貸与資格の審査結果を御自宅に郵送します。

貸与資格が認定された場合は、奨学金の借入手続きを行うための書類を送付します。

埼玉りそな銀行で、借入手続きを行います。

手続き完了後、7日または23日_{※1}に、奨学金_{※2}が貸与されます。
貸与は、最も早くて令和7年6月23日（月）です。

※ 7日または23日が、銀行の休業日の場合、入金は翌営業日になります。

※ 月額奨学金12か月分と入学一時金（希望者のみ）

令和8年度以降も継続して奨学金の貸与を希望する場合は、継続の申請をします。

継続の申請は、在学する高等学校等から案内があります。

高等学校卒業予定月の4年6カ月経過後から返還を始めます。

奨学金は、埼玉りそな銀行に返還します。

返還開始時期が近づきましたら、返還の案内をお知らせします。

2 対象となる生徒

①～③の全ての要件に該当する方

- ① 高等学校等^{※1}に在学すること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり^{※2}、経済的理由により修学が困難^{※3}であること

※1 高等学校等

埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

※2 品行方正であって、学習意欲があり

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

校長推薦は、県から学校へ依頼しますので、保護者・生徒は、学校へ連絡する必要はありません。

※3 経済的理由により修学が困難

埼玉県教育委員会が定める所得基準を満たす必要があります。（次項参照）

3 所得基準

令和6年度[※]の世帯の住民税所得割額が、次ページ表の基準額以下の世帯

※ 家計が急変した場合

保護者の死亡、失職、離別等により、収入が減少した場合は、住民税所得割額を再計算し、審査します。詳細は、埼玉県教育委員会へお問い合わせください。

世帯年収の目安は、両親と学生2人の4人世帯の場合、約830万円以下です。



令和6年度の世帯の住民税所得割額^{※1}の基準額

世帯の人数 ^{※2}	小・中・高・大学生等が 2人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3人以上の世帯
1人	123,300 円	—
2人	280,300 円	—
3人	328,600 円	606,800 円
4人	448,400 円	809,000 円
5人	603,100 円	1,065,400 円
6人	676,000 円	1,191,200 円
7人	732,400 円	1,294,800 円
8人	840,300 円	1,456,800 円

※1 世帯の住民税所得割額

保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は0円とします。

※2 世帯の人数

①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数です。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

4 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間です。

令和8年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて継続の申請が必要です。

5 奨学金の種類と貸与の額

在学する学校（国公立・私立）に応じ、月額奨学金と入学一時金の金額を選択します。

月額奨学金のみ、又は入学一時金のみを選択することもできます。

希望する月額奨学金と入学一時金の金額を申請書に記載します。

区 分	月額奨学金（年額）	入学一時金※
国公立 高等学校等	① 15,000 円（18 万円） ② 20,000 円（24 万円） ③ 25,000 円（30 万円）	① 50,000 円 ② 100,000 円
私立 高等学校等	① 20,000 円（24 万円） ② 30,000 円（36 万円） ③ 40,000 円（48 万円）	① 100,000 円 ② 250,000 円

※ 申請書に記載する奨学金の金額は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。

※ 「入学一時金」は、新入生のみが選択可能です。

6 奨学金の返還

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6か月後から返還が始まります。
返還期間	12年 奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	利息はかかりません。 ただし、期日までに奨学金の返還をしなかったとき※は、遅延損害金の支払義務が生じます
返還方法	口座引落（毎月5日）

※ 一定期間、奨学金の返還が滞った場合

個人信用情報機関に登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

貸与額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円と、入学一時金 250,000 円を選択した場合

$$\begin{aligned}\text{貸与額} &= \text{月額奨学金 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= \text{年額 } 730,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を 3 年間で、1 年生時に入学一時金 250,000 円を借入した場合

$$\begin{aligned}\text{3 年間の貸与額} &= \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 年} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= 1,690,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= 1,690,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\approx \text{およそ } 12,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

あなたの場合

$$\begin{aligned}\text{3 年間の貸与額} &= \overset{\text{月額奨学金}}{\boxed{}} \text{円} \times 12 \text{ か月} \times \overset{\text{貸与年数}}{\boxed{}} \text{年} + \overset{\text{入学一時金}}{\boxed{}} \text{円} \\ &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &= \overset{\text{返還額/月}}{\boxed{}} \text{円}\end{aligned}$$

7 申請の方法

(1) 申請書類と提出方法

次に該当するページで申請書類を確認の上、提出用封筒で郵送・提出してください。
学校には、提出しません。

生活保護を受給している世帯 -----	10 ページ
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯 -----	11 ページ
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯） --	12 ページ
申請時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合-----	13 ページ

※ 生活保護と児童扶養手当の両方を受給している世帯は、生活保護世帯 10 ページを参照してください。

※ 申請内容によっては、上記ページに案内の書類と別の書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申請期限

提出期限（必着）	審査結果の送付時期
令和7年4月30日（水）	令和7年6月上旬ごろ

※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。

※ 申請書類に不備があった場合、審査結果の送付が遅れる場合があります。

8 奨学金の貸与方法

令和7年6月上旬～8月29日（金）までに、埼玉りそな銀行の窓口で借入手続きを行います。

借入手続き

- ① 生徒本人と親権者全員の同意、銀行窓口に伴同する親権者の署名が必要となります。ただし、銀行での手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、本人のみの署名で構いません。借入申込書※₁への記入は銀行で行います。
- ② 生徒本人と親権者のうち1名が揃って、銀行の窓口で手続き※₂を行います。ただし、銀行での手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみで手続きが可能となります。
- ③ 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に入学一時金と月額奨学金12か月分が入金されます。

※1 借入申込書

貸与資格が認定された場合、認定証と合わせて送付いたします。

※2 銀行の窓口で手続き

手続きには、借入額により400円～1,000円の収入印紙が必要です。収入印紙代は、申請により補助を行います。詳細は、高等学校等卒業時に御案内します。

9 奨学金の返還猶予と返還免除

一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます。

返還の猶予	大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合、奨学金の返還が、一定期間猶予されます。
返還の全額免除	生徒本人が亡くなった場合、奨学金の返還が、全額免除されます。
返還の一部免除	在学中の活動実績が顕著な者※として選ばれた場合、奨学金の返還が、一部免除されます

※ 在学中の活動実績が顕著な者

学業・スポーツ・文化・ボランティアなどで特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が基準額未満の方で、在学する学校長から推薦を受け、選考で選ばれた方

生活保護を受給している世帯の提出書類

① 申請書

15、16ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等）の写しの貼付は不要です。

② 生活保護決定（変更）通知書の写し

最新のものを提出してください。

③ 生活保護受給証の写し

受給証は、世帯構成・有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ 生活保護決定通知書と生活保護受給証の両方の写しの提出が必要です。

④ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）も提出してください。

⑤ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

①～⑤の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 書類⑤（世帯全員分の住民票）は該当者のみ提出します。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りに御注意ください。

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類

① 申請書

15, 16 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等）の写しを貼付欄に添付してください。

② 児童扶養手当受給証の写し

受給者氏名、受給額、有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ 有効期限が切れている受給証は提出しないでください。

※ ひとり親家庭等医療費受給者証は提出しないでください。

③ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）も提出してください。



①～③の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りに御注意ください。

その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類

① 申請書

15, 16 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等）の写しを貼付欄に添付してください。

② 令和6年度の住民税所得割額（令和5年所得分）を証明する書類

保護者とその配偶者のそれぞれについて※1、次のうちいずれか一つ

課税証明書・非課税証明書（写し可） 各市町村によって証明書の名称が異なります（13 ページ参照）。
納税通知書の写し 納税証明書ではありません。
特別徴収税額の決定・変更通知書の写し

- ※1 保護者が所得税法上の配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書類は省略できます。
ただし、配偶者特別控除の場合は、配偶者の証明書類が必要です。
- ※2 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。
- ※3 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。
- ※4 源泉徴収票は、住民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

③ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）を提出してください。

④ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

①～④の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

必ず、提出用封筒の所定欄に学校名・生徒氏名を記入してください。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 書類④（世帯全員分の住民票）は該当者のみ提出します。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。

記入誤りに御注意ください。

申請時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合

令和4年4月1日から民法改正により成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことに伴い、**申請日時点の年齢が18歳以上の方については、申請方法が下記1～3のとおり18歳未満と異なりますので、御注意ください。**

1 提出書類

	提出書類
	申請日時点で18歳以上
生活保護を受給している世帯	① 申請書 15, 16ページの記入例に沿って、記入してください。生徒本人のみの記載で構いません。 本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等）の写しを貼付欄に添付してください。貼付は生徒本人のみで構いません。 ② 生活保護決定（変更）通知書の写し 最も新しいものを御提出ください。 ③ 生活保護受給証の写し 受給証は、世帯構成・有効期限がわかるようにコピーしてください。
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯	① 申請書 15, 16ページの記入例に沿って、記入してください。生徒本人のみの記載で構いません。 本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証、各種健康保険資格確認書等）の写しを貼付欄に添付してください。貼付は生徒本人のみで構いません。 ② 令和6年度の住民税所得割額（令和5年所得分）を証明する書類 生徒本人とその配偶者のそれぞれについて※1、次のうちいずれか一つ 課税証明書・非課税証明書（写し可） 各市町村によって証明書の名称が異なります (134 ページ参照)。 納税通知書の写し 納税証明書ではありません。 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）	※1 生徒本人の配偶者が配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書類は省略できます。ただし、配偶者特別控除の場合は、配偶者の証明書類が必要です。 ※2 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。 ※3 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。 ※4 源泉徴収票は、住民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

	市町村名	課税証明書等の名称		市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書		所沢市	市県民税所得課税証明書
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	課税（非課税）証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書	な 行	長瀬町	所得課税証明書
	入間市	市・県民税課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書		新座市	市民税・県民税課税証明書
	小川町	住民税決定証明書	は 行	蓮田市	課税証明書
	桶川市	市県民税課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書
か 行	春日部市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		飯能市	課税証明書
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書		東秩父村	所得・課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	市民税・県民税課税証明書		富士見市	市民税・県民税課税証明書
	川島町	町・県民税課税証明書		ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
	北本市	市県民税課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書
	行田市	所得課税証明書	ま 行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	市民税・県民税所得証明書		三郷市	課税証明書
	熊谷市	市民税県民税所得・（非）課税証明書		美里町	課税証明書
	鴻巣市	所得・課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	市民税・県民税課税証明書		宮代町	住民税決定証明書
さ 行	さいたま市	市民税・県民税所得証明書		三芳町	住民税課税証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	課税証明書
	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書	や 行	八潮市	課税・所得証明書
	狭山市	市・県民税課税証明書		横瀬町	住民税決定証明書
	志木市	市県民税課税証明書		吉川市	住民税課税証明書
	白岡市	市県民税課税所得証明書		吉見町	住民税決定証明書
	杉戸町	住民税決定証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	草加市	課税（非課税）証明書	ら 行	嵐山町	住民税決定証明書
た 行	秩父市	所得課税証明書		和光市	住民税決定証明書
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書	わ 行	蕨市	市・県民税所得課税証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書			

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

申請書記入例

様式第1号(2)

奨学金貸与資格認定申請書(新規・在校生 用)

(あて先)

令和7年 4月15日

埼玉県教育委員会教育長

在籍学 校	埼玉県 立 埼玉高等 学校
課程・学 年	全日制・定時制・通信制・その他() 第 1 学年(年次)

生徒本人	フリガナ	サイタマ アヤコ	国民健康保険被保険者証 氏 名 埼玉 彩子 生 年 月 日 昭和 21 年 5 月 4 日 電話番号 048-000-0000 住 所 〒 300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1 資格取得年月日 令和6年 4月 1日 発 行 期 日 令和6年 4月 1日 交 付 年 月 日 令和6年 4月 1日 保 険 証 番 号 1 2 3 4 5 6 〇〇市
	氏 名	埼玉 彩子	
	生年月日	昭和 21 年 5 月 4 日	
	電話番号	048-000-0000	
保護者	フリガナ	サイタマ イチロウ	国民健康保険被保険者証 有効期限 令和7年7月31日 記 号 99 番号 1 2 3 4 5 6 7 8 氏 名 埼玉 一郎 生 年 月 日 昭和 46 年 4 月 1 日 世 帯 主 氏 名 埼玉 一郎 住 所 〇〇市〇〇 1-1-1 資格取得年月日 令和6年 4月 1日 発 行 期 日 令和6年 4月 1日 交 付 年 月 日 令和6年 4月 1日 保 険 証 番 号 1 2 3 4 5 6 〇〇市
	氏 名	埼玉 一郎	
	生徒・人との関係	父	
	電話番号	090-000-0000	
保護者の配偶者	フリガナ	サイタマ ハナコ	国民健康保険被保険者証 有効期限 令和7年7月31日 記 号 99 番号 8 7 6 5 6 7 8 氏 名 埼玉 花子 生 年 月 日 昭和 54 年 6 月 3 日 世 帯 主 氏 名 埼玉 一郎 住 所 〇〇市〇〇 1-1-1 資格取得年月日 令和6年 4月 1日 発 行 期 日 令和6年 4月 1日 交 付 年 月 日 令和6年 4月 1日 保 険 証 番 号 1 2 3 3 2 1 〇〇市
	氏 名	埼玉 花子	
	生徒・人との関係	母	
	電話番号	080-000-0000	
保護者の配偶者	住 所	〒 300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	住 所 〇〇市〇〇 1-1-1
	住 所	〒 300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	

健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードの表面(裏面・通知カードは不可)各種健康保険資格確認書、等のうち、いずれか一つの本人確認書類のコピーを添付。
生活保護受給世帯添付不要です
申請時点で生徒本人が成人している場合は、生徒本人のみの添付で構いません。

電話番号も忘れずに記入してください
(保護者と同じ番号も可)

※ 裏面を記入してください。裏面も忘れずに記入してください

課記入欄

【裏 面】

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します。

生活保護と児童扶養手当の両方を

受給している場合は

生活保護受給世帯に「○」を付してください

が保有する個人情報を、当該奨学金
に対して提供することに同意します

いずれかに「○」を
付してください

世 帯 区 分	生活保護受給世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯 ・ <u>その他の世帯</u>			
申 請 期 間	令和 7 年 4 月 から 令和 3 年 3 月 まで			
貸与を希望する額	合計 (①+②) 3 4 万円	公立	ア 30万円 (月額2万5千円) エ 希望しない	
		私立	②入学一時金 ア 5万円 イ 10万円 ウ 希望しない	
			①月額奨学金 ア <u>2 4</u> 万円 (月額2万円) イ 36万円 (月額3万円)	
			②入学一時金 ア <u>1 0</u> 万円 イ 25万円 ウ 希望しない	
世帯状況	続柄	氏 名	年齢	職業 又は 学校名
	生徒本人	埼玉 彩子	15	埼玉県立埼玉高等学校
	父	埼玉 一郎	40	会社員
	母	埼玉 花子	40	無職
	兄	埼玉 太郎	19	大学1年生

備考 記載事項は

記入誤り・記入漏れがあった場合、審査・認定が
遅れる場合があります

記入例をよく読んで記入をお願いします。



よくある質問

Q 1 奨学金はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。

認定を受けた後、埼玉りそな銀行の窓口で借入手続きを行います。(9 ページ参照)

手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に入金されます。

最も早い貸与日（入金日）は、令和7年6月23日（月）です。

Q 2 奨学金の種類・金額は、後で変更することはできますか。

奨学金の種類及び金額は、後で変更することはできません。(6 ページ参照)

貸与を希望する奨学金の種類及び金額を決めた上で、申請書の記入をお願いします。

Q 3 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

貸与期間は、令和7年4月～令和8年3月までの1年間です。

来年度以降、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

来年度当初に、貸与資格の認定を受けた方に、在学学校を通じて申請を御案内します。

Q 4 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。

ただし、他の制度の方で併用を禁止している場合があります。その制度を取り扱っている窓口に、制度の併用が可能かどうか確認してください。

また、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

Q 5 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

Q 6 なぜ生徒本人が未成年の場合、親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入に必要な手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

Q 7 奨学金の返還が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

奨学金の返還が始まると、毎月5日に、返還額が口座から引き落としされます。

引落しができなかった場合、埼玉りそな銀行に対し、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から返還の依頼・連絡があります。

その後、更に一定期間内に返還がない場合、個人信用情報センターに登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、埼玉県教育委員会（財務課）または、借入手続きをした埼玉りそな銀行の窓口へ御相談ください。

提出前に確認しよう！
～提出書類チェックリスト～
提出書類にチェックを入れていこう！

●全員

- ☐ 申請書・・・本人確認資料は貼り付けましたか？
※ 生活保護受給世帯は本人確認資料を貼り付ける必要はありません。

●生活保護受給世帯

- ☐ 生活保護決定（変更）通知書の写し・・・最新の書類を提出してください。
- ☐ 生活保護受給証の写し・・・期限は切れていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

●児童扶養手当受給世帯

- ☐ 児童扶養手当受給証・・・期限は切れていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。

●その他の世帯

- ☐ 令和6年度の住民税所得割額を証明する書類・・・年度は間違えていませんか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

お問い合わせ

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-711-7012 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉 高校 奨学金

検索

